

支笏湖漁業協同組合

石内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、本組合の有する石内共第2号第五種共同漁業権（以下「石内共第2号」という。）の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、又は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該漁業権の対象となっている水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法等の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法でかつ、右欄に掲げる範囲内で行なければならない。

水産動物	漁具・漁法	範囲
ひめます	釣竿 (船釣、陸釣)	1人につき竿7本以内 なお、針数は竿一本当たり3個以内

(遊漁期間・遊漁時間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間及び時間内で行なければならない。

水産動物	期間	月別遊漁時間	
ひめます	6月1日から 8月31日まで	6月	午前3時00分から午後7時30分まで
		7月	午前3時30分から午後7時30分まで
		8月	午前4時00分から午後7時00分まで
なお、遊漁時間は出港から帰着までの時間をいうものとする。			

- 2 前項の公表は、第7条第2項の遊漁料納付場所に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定する期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間中は遊漁してはならない。

禁 止 区 域	禁止期間
湖のうち次の点アとイ、ウとエ及びオとカをそれぞれ結んだ線とイとウ、エとオ及びカとアの間における最大高水時湖岸線とによって囲まれた区域（千歳川のうち、湖口から滝の上えん堤に至る区域を含む。） 点ア 紋別岳山頂と風不死岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線（北岸）との交点 点イ 紋別岳山頂と風不死岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線（南岸）との交点 点ウ 多武古峰山頂（通称：砥石山）とオコタン大崎西端とを結んだ線と最大高水時湖岸線（南岸）との交点 点エ オコタン大崎西端 点オ 大崎の鼻 点カ 大崎の鼻と紋別岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線（東岸）との交点	周 年

(遊漁の制限)

第6条 第3条に基づく遊漁であっても、組合がひめますの繁殖保護上必要と認めて組合員が行う採捕を中止させた場合及び遊漁期間の開始前に組合員が行う採捕区域及び採捕期間を更に制限した場合は、組合員に課された制限の範囲内において、遊漁を制限することがある。
この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

- 2 前項の制限の周知は、第7条第2項の遊漁料納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するとともに、必要に応じて陸上又は湖上において漁場監視員が書面により行うものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。納付に当たっては、消費税率を乗じた金額に10円未満の端数が出た場合は端数を切り捨てるものとする。また遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、800円を加算した額とする。

水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
ひめます	船 釣	1日（日券）	1, 500円
		3ヶ月（シーズン券）	26, 000円
	陸 釣	1日（日券）	750円
		3ヶ月（シーズン券）	13, 000円

※ 消費税及び地方消費税を除く。

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 支笏湖漁業協同組合事務所（千歳市支笏湖温泉番外地）
- (2) (株) ポロピナイカンパニー（千歳市幌美内番外地）
- (3) 支笏湖ボートハウス(株)（千歳市モラップ番外地）
- (4) 支笏湖ボートハウス（株）（千歳市美笛番外地）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項
- (8)その他参考となるべき事項
- (9)発行者名

○注意事項

- 1、遊漁者は漁業権が設定されている支笏湖において遊漁を行う際には、遊漁規則に基づき遊漁料を納付しなければなりません。
- 2、遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協事務所までご一報ください。(0123-25-2059)
- 3、遊漁承認証は他人に譲渡し、又は貸与してはなりません。
- 4、遊漁料を納付し、遊漁承認証を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますのでご協力ください。
- 5、漁場監視員から遊漁規則の励行に関して必要な指示をうけた場合は、これに従わなければなりません。
- 6、遊漁規則に違反した場合は、遊漁の中止又は以後の遊漁をお断りする場合があります。(この場合、遊漁料の払い戻しは致しません。)
- 7、組合が水産動植物の繁殖保護場必要と認めて組合員が行うひめますの採捕を中止させた場合及び組合員が行う採捕区域及び採捕期間を更に制限した場合に、組合員に課された制限の範囲内において遊漁を制限する場合があります。(この場合、遊漁料の払い戻しは致しません。)

○当組合が行っている増殖事業

- 1、当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流です。

○当組合が行っている漁場管理

- 1、遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- 2、当組合は漁場管理を行うため気象等環境調査、ひめます釣獲調査、標識調査、魚類相並びにひめますモニタリング調査を研究調査機関の協力の下実施し、適正な資源管理、放流計画策定並びに

実施を行っております。調査に際しましてはご理解と御協力を御願い致します。また、遊漁規則第10条規定による釣獲魚の採捕報告に御協力下さいませよう重ねてお願い致します。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(釣獲魚の採捕報告)

第10条 遊漁承認証の交付を受けた者は、組合が実施する増殖事業の推進及び遊漁の振興のため、遊漁の日の終了後、釣獲されたヒメマスの尾数について、組合の指定する者に報告しなければならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子又は腕章をつけるものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期間
- (3)注意事項
- (4)その他必要な事項
- (5)発行者名

○注意事項

・漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇してはならない。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、規約で定める。

附 則

- 1, この規則は、令和5年 9月 1日から施行する。
- 2, この規則は、令和8年 月 日から施行する。